

寒川町給食サービス事業仕様書

1. 目的 町内のひとり暮らし老人等に対し給食サービスを提供することにより、食生活の維持・向上を支援するとともに、安否確認、孤独感の軽減を図ることを目的とする。
2. 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
4. 実施内容 調理・配達等、この事業に関する内容は次のとおりとし、受託者に全面的に委託する。
 - (1) 配達数・配達時間・配達方法等について
 - ①対象者1人につき1食を昼食時に配達すること。
 - ②配達時間は、概ね午前9時30分から午後12時30分までとすること。
 - ③配達は手渡しを原則とし、利用者から受領書を受け取ること。
 - (2) 献立について
 - ①1食あたりの金額（利用者負担額）に見合った食事の提供に努めること。
 - ②次の栄養量を満たす弁当を1つ以上メニューに載せること
 - ・エネルギー量は、概ね600キロカロリーとすること。
 - ・タンパク質量は20g以上とすること。
 - ・食塩量は3g未満とすること。
 - ③副食は5品以上を目安とし、生活習慣病の予防を加味しつつ、内容に変化をもたせること。
 - ④咀嚼力等が低下した者が、誤嚥等を引き起こさないよう考慮すること。
 - ⑤かゆ、きざみ食に対応できるようにすること。
 - ⑥利用者の負担額を明記したメニュー表を作成し、契約前に提供すること。
 - ⑦毎月の献立表を作成し、利用者及び町へ提供すること。
 - (3) 安全・衛生について
 - ①受託者は、原材料の取り扱い、調理、運搬配達にあたっては、食中毒事故防止のための衛生管理を適切に行うこと。
 - ②受託者は、業務を実施するにあたり、常に食品衛生法その他関係法規を守り、監督官庁の指示に従うこと。

(4) 配達を行わない日について

次に掲げる日は、実施しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- ①日曜日及び土曜日
- ②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日。
- ③12月29日から翌年1月3日まで。
- ④災害等のため食事の配達が不能と認められる日。

(5) 利用者負担の集金業務について

利用者負担金額をメニュー毎に定め、利用者から徴収を行うこと。

ただし、町から指示のある者については、この限りではない。

また、集金方法は利用者の生活実態に対応するため、その都度の集金や月ごとの集金といった具合に利用者へ便宜を図ること。

さらに、集金の際は必ず領収書を発行すること。

なお、町は実施報告書（業者名、利用者名、利用者ごと食数、当該月合計食数、当該月委託料、実施年月を記載したもの）と受領書をもとに契約金額と利用料金の差額を受託者に支払うものとする。

5. 配達の発注及び取り消しについて

利用者と受託者が直接行うものとする。

6. トラブル等の対応について

配達時に利用者の具合等が悪く、緊急を要する状態と思われた場合は、出来る限りの対応を行い、直ちに町に報告すること。

7. その他

(1) 実施報告書と受領書を翌月10日までに提出すること。

(2) この仕様書に記載されていない業務であっても、必要と思われる業務については、その都度協議し、円滑な実施を心がけること。